

教室番号

青 山 学 院 大 学  
前 ・ 後 期 試 験

2002年 木曜2限・4限

(注意) ・ 答案は必ず提出すること。

授業科目	憲法	学 生 番 号	学 科	学 年	組	番	フリガナ		評 点
担当者	芹沢 斉						氏 名		

- 1 . 憲法第13条の「すべて国民は、個人として尊重される」との規定と憲法第14条第1項の「すべて国民は、法の下に平等」であるとの規定とは、どのような関係に立つか。「平等」の観念の多義性に注意しながら、簡潔に説明しなさい。
  
- 2 . 名誉毀損の法制に関して、次の(1)(2)に答えなさい。(別紙に参照条文あり)
  - (1) なぜ刑法第230条の2が追加されなければならなかったのかについて、簡潔に説明しなさい。
  - (2) 刑法第230条の2第1項における真実性の証明に関して、最高裁判所はどのような見解をとっているか。また、表現の自由に対する配慮をもっと手厚くすべきであるとの立場からは、どのような考え方が示されているか。